

外国特別会員基本規程

(昭和六十二年一月二十四日会規第二十五号)

改正

昭和六十二年	三月一日	同	昭和六十二年	三月一日
同 六三年	三月四日	同	同 六三年	三月四日
平成 三年	三月九日	同	平成 三年	三月九日
同 四年	三月七日	同	同 四年	三月七日
同 六年	三月三日	同	同 六年	三月三日
同 六年	一月二二日	同	同 六年	一月二二日
同 七年	五月二六日	同	同 七年	五月二六日
同 八年	二月二二日	同	同 八年	二月二二日
同 一二年	三月二四日	同	同 一二年	三月二四日
同 一三年	二月九日	同	同 一三年	二月九日
同 一三年	一月三一日	同	同 一三年	一月三一日
同 一五年	一月二二日	同	同 一五年	一月二二日
同 一六年	一月一〇日	同	同 一六年	一月一〇日
同 一九年	三月一日	同	同 一九年	三月一日
同 一九年	二月六日	同	同 一九年	二月六日
同 二〇年	二月五日	同	同 二〇年	二月五日
同 二一年	二月四日	同	同 二一年	二月四日
同 二四年	二月七日	同	同 二四年	二月七日

- 1 -

目次

第一章	総則(第一条―第九条)	同	二五年	二月	六日
第二章	外国法事務弁護士名簿(第十条―第十八条)	同	二六年	五月三〇日	
第三章	外国法事務弁護士の権利及び義務(第十九条―第四十一条)	同	二六年	二月	五日
第三章の二	外国法事務弁護士法人(第四十一条の二)	同	二七年	二月	四日
第四章	外国法事務弁護士登録審査会(第四十二条―第四十七条)	同	二九年	五月二六日	
第五章	外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会等(第四十八条―第五十九条)	同	三一年	三月	一日
		令和	元年	二月	六日
		同	三年	三月	五日
		同	三年	六月	一日
		同	三年	二月	三日

- 2 -

三)

第六章 外国法事務弁護士の推薦等（第六十条―第六十条三）

第七章 会計及び会費（第六十四条―第六十八条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、会則第九十七条の三第二項の規定に基づき、外国特別会員に関する事項を定めることを目的とする。

（外国法事務弁護士の登録）

第二条 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）の規定により、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者（以下「資格者」という。）は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）に備える外国法事務弁護士名簿に登録されたときに、外国法事務弁護士となる。

（入会及び退会）

第三条 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、当然、本会の外国特別会員となり、特に入会の手続を執ることを要しない。

2 外国法事務弁護士が外国法事務弁護士名簿の登録を取り消されたとき、外国法事務弁護士法人が清算終了の登記をしたとき（ただし、外国弁護士法律事務取扱法第八十六条において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）第六十二条第五項の規定により存続するものとみなすときは、懲戒の手続が終了したとき）、又は破産手続の廃止若しくは終結の決定が確定したときは、当然、本会の外国特別会員たる地位を失うものとし、特に退会の手続を執ることを要しない。

（本会の目的等）

第四条 会則第三条の規定の適用については、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人とみなす。

2 本会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対し、会則第三条の事務を行うにつき必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（外国法事務弁護士の使命及び職責）

第五条 外国法事務弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであることを自覚し、その使命に基づき、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 外国法事務弁護士は、職務上取り扱う法令その他学術の研究に努めるとともに、絶えず人格を錬磨し、強い責任感と高い気品を保たなければならない。

3 この規程に規定するもののほか、外国法事務弁護士の道徳及び倫理並びに外国法事務弁護士の職務の規律に関し必要な事項は、別に会規で定める。

(本会の用語)

第六条 本会では日本語を用いる。

2 日本語に通じない外国法事務弁護士は、外国語で発言するときは、通訳人に通訳をさせなければならない。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、通訳人を指定することができる。

3 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、本会が外国語によって作成された書類の提出を認めるときは、その書類に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 前二項の規定による通訳及び翻訳に要する費用は、当

- 5 -

該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の負担とする。ただし、本会がその負担を免除したときは、この限りでない。

(外国法事務弁護士に対する通知)

第七条 外国法事務弁護士に対する通知は、法律又は会則若しくは会規に別段の定めがある場合を除いては、外国法事務弁護士名簿に登録された事務所に宛ててすることをもって足りる。

(提出書類の様式)

第八条 外国法事務弁護士名簿の登録の請求書その他の本会に提出することを要する書類の様式は、規則で定めることができる。

(弁護士会の会則)

第九条 弁護士会は、入会しようとする資格者又は外国法事務弁護士法人があるときは、外国特別会員に関し、外国弁護士法律事務所取扱法第二十三条第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項について、その会則に定めを置かなければならない。

2 弁護士会は、前項の規定によりその会則に定めを置き、又は改廃するときは、本会の承認を受けなければならない。

- 6 -

## 第二章 外国法事務弁護士名簿

### (外国法事務弁護士名簿)

第十条 本会に、外国法事務弁護士名簿を備える。

2 外国法事務弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

3 外国法事務弁護士となろうとする資格者は、外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項の登録を受けなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 国籍
- 四 国内の住所
- 五 事務所の名称及び所在場所
- 六 所属弁護士会
- 七 承認番号
- 八 承認年月日

- 7 -

九 原資格国の国名

十 外国弁護士の資格の名称

十一 外国弁護士となる資格を取得した年月日

十二 法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体に所属する場合は、その名称、所在する外国の国名及び所在場所

4 外国法事務弁護士名簿には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 別に会規で定めるところにより使用される職務上の氏名

二 登録番号

三 登録年月日

四 登録換えの年月日

五 登録事項変更の年月日及びその事由

六 懲戒の処分

七 登録取消しの年月日及びその事由

八 外国における連絡場所

九 付記事項

(登録の請求)

第十一条 登録を受けようとする資格者は、入会しようとする弁護士会を経由して、本会に対し、次に掲げる事項

- 8 -

を記載した登録請求書を提出しなければならない。

一 前条第三項各号並びに第四項第一号及び第八号に掲げる事項

二 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価

2 前項の登録請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 履歴書

二 外国法事務弁護士となる資格を有することを証明する書面

三 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価を記載した書面

四 外国弁護士法律事務取扱法第十条において準用する法第七条各号のいずれにも該当しない旨の証明書

五 弁護士又は外国法事務弁護士二人の推薦状

六 誓約書

3 外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称を用いる場合には、本邦において当該所属事業体の名称を用い

- 9 -

ている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人がないこと又は既に当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人と事務所を共にすることを誓約する書面を添付しなければならない。

4 前条第三項第十二号に規定する場合には、当該事業体が、外国法事務弁護士等職務基本規程（会規第百号）第十一条の二各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面及び誓約する事項を証する書類を添付しなければならない。

（登録換えの請求）

第十二条 外国法事務弁護士名簿の登録換えを請求する者は、新たに入会しようとする弁護士会を經由して、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 登録換え請求書

二 外国弁護士法律事務取扱法第二十九条第二項に規定する届出に関する書面

三 前条第三項に規定する場合は、同項に規定する書面

四 第十条第三項第十二号に規定する場合は、前条第四項に規定する書面及び書類

（登録事項の変更の届出）

- 10 -

第十三条 外国法事務弁護士は、第十条第三項第一号、第三号から第五号まで及び第七号から第十二号まで並びに第四項第八号に掲げる事項について変更があったとき、並びに同項第一号の職務上の氏名を使用するとき、及び職務上の氏名に変更があったときは、直ちに本会に登録事項の変更を届け出なければならない。ただし、前条の外国法事務弁護士名簿の登録換えを請求する場合において、当該登録換えの請求に伴い第十条第三項第一号、第三号から第五号まで及び第十二号に掲げる事項について変更があったときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をする者は、所属弁護士会を経由して、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 登録事項変更届出書
- 二 変更した事項が第十条第三項第一号又は第三号に掲げる事項であるときは、これを証する書面
- 三 変更した事項が第十条第三項第七号から第十一号までに掲げる事項であつて、新たな原資格国を登録する場合は、当該原資格国について第十一条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類
- 四 変更した事項が第十条第四項第一号に掲げる事項で

- 11 -

あるときは、これを証する書面

五 変更した事項が第十条第三項第五号に掲げる事項であつて、第十一条第三項に規定する場合は、同項に規定する書面

六 変更した事項が第十条第三項第十二号に掲げる事項であるとき（同号に規定する場合に該当しなくなったときを除く。）は、第十一条第四項に規定する書面及び書類

（所属する事業体に関する届出等）

第十三条の二 外国法事務弁護士は、第十条第三項第十二号に規定する場合において、第十一条第四項に規定する書面及び書類を提出した後、当該事業体が外国法事務弁護士等職務基本規程第十一条の二各号のいずれかに該当することとなつたときには、直ちに所属弁護士会を経由して、本会に届け出た上、速やかに当該事業体からの脱退、退職その他適切な措置を採らなければならない。

（登録の取消しの請求）

第十四条 外国法事務弁護士名簿の登録の取消しを請求する外国法事務弁護士は、所属弁護士会を経由して、本会に対し、登録取消し請求書を提出しなければならない。

2 弁護士会が外国弁護士法律事務取扱法第三十二条の規

- 12 -

定により所属の外国法事務弁護士について登録の取消事由がある旨を報告するときは、その登録の取消事由に関する書面を提出しなければならない。

(指定法の付記)

第十五条 本会は、外国法事務弁護士から外国弁護士法律事務取扱法第三十四条第一項に規定する指定法の付記の請求を受けたときは、外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項を付記する。

- 一 指定法の名称
  - 二 外国弁護士法律事務取扱法第十七条第一項第一号又は第二号の別
  - 三 指定年月日
  - 四 付記年月日
- 2 外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士名簿に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、本会对し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した指定法付記請求書

二 特定外国法の指定を受けたことを証する書類  
(登録料等)

- 13 -

第十六条 外国法事務弁護士名簿の登録及び付記に関しては、その請求者は、次に掲げる登録料又は付記手数料を納付しなければならない。

一 登録 三万円

二 登録換え 五千元

三 登録事項の変更 二千元(新たな原資格国を登録する場合は五千元)

四 指定法の付記 五千元

2 本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により住居又は事務所に甚大な被害を受けた外国法事務弁護士から第十条第三項第四号又は第五号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、前項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

3 本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第十条第三項第四号又は第五号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、第一項第三号に掲

- 14 -

げる登録料の納付を免除することができる。

4 本会は、建物の名称が変更される場合その他住居又は事務所の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該外国法事務弁護士の意味に基づかず、住居又は事務所の所在場所の表示に変更があつた場合において、これに伴い第十条第三項第四号又は第五号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

5 本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該外国法事務弁護士の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第十条第三項第一号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

6 本会は、外国法事務弁護士名簿の登録換えの請求とともに、第十条第四項第一号に掲げる事項について登録事項の変更（職務上の氏名を含む。）の届出がなされたときは、第一項第三号に掲げる登録料の納付を免除することができる。

（登録等の通知）

- 15 -

第十七条 本会は、外国法事務弁護士名簿に登録したときは、登録番号、登録年月日その他必要な事項を、本人、所属弁護士会及び法務大臣に通知する。登録の拒絶、登録の取消し、登録換え、登録換えの拒絶、指定法の付記又は付記の抹消をしたとき、及び第十条第三項第七号から第十一号までに掲げる事項について変更の届出があつたときも、同様とする。

（登録等の公告）

第十八条 本会は、外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え、登録の取消し、指定法の付記又は付記の抹消をしたときは、速やかに、官報に公告する。第十条第三項第一号若しくは第七号から第十一号までに掲げる事項について変更の届出があつたとき、又は職務上の氏名が使用され、若しくは変更されたときも、同様とする。

### 第三章 外国法事務弁護士の権利及び義務

（会則等を守る義務）

第十九条 外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士に関する所属弁護士会及び本会の会則、会規及び規則を守らなければならない。

- 16 -



(事務所の設置等)

第二十条 外国法事務弁護士は、その事務所を所属弁護士の地域内に設けなければならない。

2 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもってしても、二個以上の事務所を設けることができない。

3 外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の社員又は外国法事務弁護士法人、共同法人若しくは弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士は、個人として業務を受任して行うときは、その旨を明らかにして行わなければならない。

第二十一条から第二十七条まで 削除

(公職兼任の届出)

第二十八条 外国法事務弁護士は、常時勤務を要する報酬ある公職を兼ねるときは、速やかに、別に会規で定めるところにより所属弁護士会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その届出に係る事項に変更を生じたとき、又は公職を辞めたときは、速やかに、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。

3 前二項に規定するもののほか、届出に関し必要な事項

- 17 -

は、別に会規で定める。

(営利業務の届出)

第二十八条の二 外国弁護士法律事務所取扱法第五十五条第一項において準用する法第三十条第一項及び第三項の規定による営利業務の届出並びに同条第二項及び第四項の営利業務従事外国法事務弁護士名簿に関し必要な事項は、別に会規で定める。

(業務の広告等)

第二十九条 外国法事務弁護士は、自己の業務について広告をすることができる。ただし、本会の定めに関する場合は、この限りでない。

2 前項の広告に関し必要な事項は、別に会規で定める。

3 本会及び弁護士会は、外国法事務弁護士の使命及び業務の内容を国民に対し広く知らせるとともに、国民が外国法事務弁護士を活用するため、外国法事務弁護士の報酬その他の情報の提供に努めなければならない。

(外国法事務弁護士の報酬)

第三十条 外国法事務弁護士の報酬は、適正かつ妥当でなければならない。

2 外国法事務弁護士の報酬に関し必要な事項は、別に会規で定める。

- 18 -

(原資格国法等の表示)

第三十一条 外国弁護士法律事務取扱法第四十七条第一項に規定する原資格国法及び指定法を表示する標識の掲示並びに同条第二項に規定する原資格国法及び指定法の表示に関し必要な事項は、別に会規で定める。外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第一項に規定する原資格国における外国弁護士の名称の表示に関し必要な事項も、同様とする。

(所属事業体の名称の使用)

第三十二条 外国法事務弁護士は、外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第二項の規定により業務を行うに際して自己の氏名又は事務所の名称に付加して所属事業体の名称を用いるときは、次の各号のいずれかの事項を誓約する書面を添えて、所属弁護士会及び本会に届け出なければならぬ。

一 本邦において当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がいな

二 既に当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にすること。

- 19 -

2 所属事業体の名称の表示に関し必要な事項は、別に会規で定める。

(共同事務所における事務所の名称等)

第三十三条 外国法事務弁護士が、他の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、共同法人、弁護士又は弁護士法人と事務所を共にするときの事務所の名称並びにその届出及び表示については、別に会規で定める。

(在留期間の起算日)

第三十四条 外国弁護士法律事務取扱法第四十九条第一項に規定する一年の期間の起算日は、当該外国法事務弁護士が外国法事務弁護士名簿に登録された日とする。

(記章等の携帯)

第三十五条 外国法事務弁護士は、その業務を行う場合には、本会の制定した記章を携帯しなければならない。ただし、本会の発行した身分証明書の携帯をもってこれに代えることができる。

2 記章及び身分証明書に関し必要な事項は、規則で定める。

(総会の議決権等)

第三十六条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は本会が次に掲げる議案を審議する総会を招集したときは、当

- 20 -

該総会に出席し、当該議案について意見を述べ、及び議決権を行使することができる。

一 外国弁護士法律事務取扱法第二十三条各号に掲げる事項（共同法人に関する事項にあつては、外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）についての弁護士会の会則又は会規の制定又は改廃に関する議案

二 外国弁護士法律事務取扱法第二十四条各号に掲げる事項（共同法人に関する事項にあつては、外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）についての本会の会則又は会規の制定又は改廃に関する議案

三 第六十六条、外国法事務弁護士法人規程（会規第十九号）第二十三条又は共同法人会員基本規程（会規第二百五号）第三十九条の特別会費に関する議案

2 外国法事務弁護士は、本会の総会が決算又は予算の議案の審議に関する場合には、その総会に出席して、議案のうち直接外国法事務弁護士に関する事項について意見を述べることができる。

- 21 -

3 外国法事務弁護士は、前二項に規定する議案以外のものについて本会の総会の議事を傍聴することができる。

4 第一項の規定により、外国法事務弁護士が本会の総会において議決権を行使する場合の議決は、法律、会則又はこの会規に別段の定めがある場合を除いては、出席した弁護士会及び弁護士並びに外国法事務弁護士の議決権総数の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の通知）

第三十七条 本会の総会に関する外国法事務弁護士に対する通知は、会議の日時、場所及び目的たる事項を示して、会日の二十日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

（議決権及びその代理行使）

第三十八条 外国法事務弁護士が第三十六条第一項の規定により行使することができる議決権は、一人につき一個とする。

2 外国法事務弁護士は、代理人によつて、議決権を行使することができる。この場合においては、所属弁護士会の会長の認証を受けた代理権を証する書面を、会日の三

- 22 -

前日の午後五時までに本会に提出しなければならない。  
い。

3 前項の代理人は、本人と同じ弁護士会に所属する弁護士又は外国法事務弁護士に限り、かつ、一人で百人を超える外国法事務弁護士（弁護士が併せて弁護士を代理しようとする場合にあつては、弁護士及び外国法事務弁護士）を代理することができない。

（総会における書面による議決権行使）

第三十八条の二 災害の発生その他のやむを得ない事由により前条第二項の代理人が総会に出席することが困難な場合、当該代理人は、理事会の議を経て、書面によって、委任を受けた議決権を行使することができる。この場合においては、所属弁護士会の会長の認証を受けた議決権を行使する書面を会日の三日前の日の午後五時までに本会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使された議決権の数は、出席した外国法事務弁護士の議決権の数に算入する。

（選挙権及び被選挙権）

第三十九条 外国法事務弁護士は、本会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。

（出版物の配付）

第四十条 外国法事務弁護士は、本会の発行する出版物の配付を受けることができる。

（研修）

第四十一条 外国法事務弁護士は、本会の行う研修に参加することができる。

第三章の二 外国法事務弁護士法人

（外国法事務弁護士法人）

第四十一条の二 この規程に規定するもののほか、外国法事務弁護士法人に関する事項は、別に会規で定める。

第四章 外国法事務弁護士登録審査会

（外国法事務弁護士登録審査会の任務）

第四十二条 外国法事務弁護士登録審査会（以下「登録審査会」という。）は、本会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、外国弁護士法律事務取扱法第三十条の規定による登録の取消しの請求及び同法第三十一条第二項の規定による登録の取消しに関して、必要な審査を行うことを任務とする。

(登録審査会の組織)

第四十三条 登録審査会は、会長及び委員十三人をもって組織する。

2 会長は、本会の会長が指名する本会の副会長をもって充てる。

3 会長が本会の副会長を退任したとき、又は会長が欠けたときは、本会の会長は、直ちに会長を指名しなければならない。

4 会長に事故があるときは、本会の副会長が会長の職務を行うものとし、会長の職務を行う順位は、あらかじめ本会の会長が指定した順序により、その指定がないときはその弁護士名簿の登録番号の順序による。前項の規定により会長が指名されるまでの間についても、同様とする。

5 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中から一人ずつ、二人は政府職員の中から本会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員の委嘱は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員の委嘱は理事会の決議に基づかなければならない。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任

- 25 -

期は、前任者の残存期間とする。

7 登録審査会に、委員と同数の予備委員を置く。

8 第五項及び第六項の規定は、予備委員について準用する。

(登録審査会の議事)

第四十四条 登録審査会は、会長及び委員七人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から登録審査会に出席することができる。

3 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(登録審査会の審査期間)

第四十五条 登録審査会は、登録又は登録換えの請求があった日から起算して五か月以内に、当該請求につき許否の決定をしなければならない。ただし、調査の必要その他正当な事由のあるときは、この限りでない。

(登録審査会の調査員)

第四十六条 登録審査会に、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、会長の命を受けて、登録審査会が審査する

- 26 -

事案について必要な調査を行う。

(登録審査会の手続)

第四十七条 この章に規定するもののほか、登録審査会の審査に関し必要な事項は、別に会規で定める。

第五章 外国法事務弁護士懲戒委員会及び

外国法事務弁護士綱紀委員会等

(外国法事務弁護士懲戒委員会の任務)

第四十八条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、本会の求めにより、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒に関して必要な審査を行うことを任務とする。

(外国法事務弁護士懲戒委員会の組織)

第四十九条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもって組織する。

2 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府職員の中からそれぞれ二人ずつ、一人は学識経験者の中から本会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員の委嘱は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員の委嘱は理事会の決議に基づかなければならない。

- 27 -

3 第四十三条第六項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任期について準用する。

4 外国法事務弁護士懲戒委員会に、委員と同数の予備委員を置く。

5 第二項及び第四十三条第六項の規定は、予備委員について準用する。

(外国法事務弁護士懲戒委員会の議事)

第五十条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員八人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から外国法事務弁護士懲戒委員会に出席することができる。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(外国法事務弁護士懲戒委員会の調査員)

第五十一条 外国法事務弁護士懲戒委員会に、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、委員長の命を受けて、外国法事務弁護士懲戒委員会が審査する事案について必要な調査を行う。

- 28 -

(外国法事務弁護士懲戒委員会の手続)

第五十二条 この章に規定するもののほか、外国法事務弁護士懲戒委員会の手続に関し必要な事項は、別に会規で定める。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の任務)

第五十三条 外国法事務弁護士綱紀委員会は、外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第三項の調査を行うことを任務とする。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の組織)

第五十四条 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員十五人以上をもって組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から一人ずつ、その他を弁護士の中から本会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員の委嘱は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員の委嘱は理事会の決議に基づかなければならない。

3 第四十三条第六項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

4 外国法事務弁護士綱紀委員会に、委員と同数の予備委員を置く。

- 29 -

5 第二項及び第四十三条第六項の規定は、予備委員について準用する。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の議事)

第五十五条 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から外国法事務弁護士綱紀委員会に出席することができる。

3 外国法事務弁護士綱紀委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の調査員)

第五十六条 外国法事務弁護士綱紀委員会に、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、委員長の命を受けて、外国法事務弁護士綱紀委員会が調査する事案について必要な調査を行う。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の手続)

第五十七条 この章に規定するもののほか、外国法事務弁護士綱紀委員会の手続に関し必要な事項は、別に会規で定める。

- 30 -

(懲戒の通知)

第五十八条 本会は、外国弁護士法律事務所取扱法第八十三条の規定に基づき外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒した場合は、懲戒の処分が戒告であるときを除き、遅滞なく、法務大臣に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

2 前項に規定するほか、通知に関する事項は、別に会規で定める。

(懲戒の公告)

第五十九条 本会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒に関する事項を、別に会規で定めるところにより、官報及び機関雑誌に掲載して公告する。

(懲戒の公表等)

第五十九条の二 本会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒に関する処分又は裁判の主文、理由その他別に会規で定める事項を公表することができる。

2 本会は、外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第三項の規定により懲戒の手續に付した場合その他の会規で定める場合であつて、本会又は外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する国民の信頼を確保するため特に必要があるときは、本会の懲戒に関する処分前であつ

ても、事案の概要その他の別に会規で定める事項を公表することができる。

3 本会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が受けた懲戒の処分に関する履歴を開示することができる。

4 前三項に規定するもののほか、公表及び開示に関する事項は、別に会規で定める。

(手續への協力義務)

第五十九条の三 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、別に会規で定めるところにより懲戒の手續への協力を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第六章 外国法事務弁護士の推薦等

(外国法事務弁護士等の推薦)

第六十条 本会は、法令に基づき、又は官公署の委嘱若しくは当事者その他関係人の依頼により外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を推薦する必要がある場合には、弁護士推薦委員会の議を経て推薦する。

(建議及び答申)



第六十一条 本会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の事務に関して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(調査の依頼)

第六十二条 本会は、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(無資力者に対する法律扶助)

第六十三条 弁護士会は、無資力者から依頼を受け必要と認めるときは、所属の外国法事務弁護士の中から適当な者を選任して、法律相談等をさせることができる。

2 前項の法律相談等に要する費用は、その弁護士会の負担とする。

## 第七章 会計及び会費

(会計)

第六十四条 外国特別会員に関する収入及び支出は、本会の一般会計において処理する。

(会費)

第六十五条 外国法事務弁護士は、本会の会費として月額

- 33 -

九千七百五十円を、所属弁護士会を経由して、本会に納めなければならない。

2 本会は、前項の会費中七百円をもって本会の会館を維持運営するために必要な資金に充てるものとし、会館維持運営資金に必要な事項は、別に会規で定める。

(特別会費)

第六十六条 外国法事務弁護士は、特別の必要がある場合には、特別会費を所属弁護士会を経由して、本会に納めなければならない。

2 特別会費の徴収は、その額、使途、納付期間その他必要な事項を定めて、総会において議決しなければならない。

(会費等の免除)

第六十六条の二 外国法事務弁護士が出産(妊娠四か月(八十五日)以上の分娩をいい、同時期以降の流産又は死産の場合を含む。)をする場合は、所属弁護士会を通じて申請することにより、本会の会費及び特別会費(以下「会費等」という。)の全部を免除する。

2 外国法事務弁護士が子の育児をする場合は、所属弁護士会を通じて申請することにより、本会の会費等の全部を免除する。

- 34 -

3 出産時の会費免除に関する規程（会規第八十四号）の規定は第一項の規定による免除の期間について、育児期間中の会費免除に関する規程（会規第九十八号）の規定は前項の規定による免除の期間について、それぞれ準用する。この場合において、出産時の会費免除に関する規程第一条中「会則第九十五条の四第二項」とあるのは「外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第六十六条の第二項」と、「会員」とあるのは「外国法事務弁護士」と、育児期間中の会費免除に関する規程第一条及び第二条第三項中「会則第九十五条の四第三項」とあるのは「外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第六十六条の第二項」と、同規程第一条及び第二条中「弁護士である会員」とあるのは「外国法事務弁護士」と、同規程第二条第二項及び第三項中「会則第九十五条の四第二項」とあるのは「外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第六十六条の二第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 会費等の免除に関する手続その他必要な事項は、規則で定める。  
（会費等の徴収）

第六十七条 弁護士会は、毎月末日において所属する外国

- 35 -

法事務弁護士から本会の会費等を徴収して二か月以内に本会に送金しなければならない。

（会費等の滞納）

第六十八条 外国法事務弁護士が六か月以上本会の会費又は特別会費を滞納したときは、所属弁護士会の同意を得て、外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第二項に規定するところにより懲戒することができる。

附 則

この規程は、理事会の定める日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六二年三月一四日改正）

第二十九条の改正規定は、理事会の定める日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年三月四日改正）

第六十五条の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月九日改正）

第一条、第五十九条及び第五十九条の二（新設）の改正規定は、理事会の定める日（平成三年十月一日）から施行する。

附 則（平成四年三月七日改正）

- 36 -

第六十五条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三日改正）

第六十五条の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一月二二日改正）

第十一条第三項及び第三十二条の改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成七年五月二六日改正）

第十六条第二項の改正規定は、平成七年五月二十六日より施行し、平成七年一月十七日に遡つて適用する。

附 則（平成八年二月二二日改正）

第六十五条の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二四日改正）

第二十九条の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年二月九日改正）

第六十五条第一項及び第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月三一日会規第四九号）

- 37 -

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う外国特別会員関係会規整備に関する規程第三三条、第三六条、第三八条改正）

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月一二日改正）

1 第一条、第六条第四項、第七条、第九条第一項、第十条第三項第三号及び第五号、第十一条第二項、同条第三項、第十二条、第十四条、第十五条、第十六条第一項各号列記以外の部分及び同条第二項の改正規定、第一七条の改正規定中「本人及び所属弁護士会並びに法務大臣」を「本人、所属弁護士会及び法務大臣」に改める部分、第一八条の改正規定中「付記及び付記の抹消」を「付記又は付記の抹消」に改める部分並びに第二十二條から第二十六條まで、第二十八条、第二十九条第一項、同条第三項、第三十条、第三十三條、第三十六條第二項、第三十七條、第三十八條第二項、第四十三條第二項から第六項まで、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條第二項、第四十八條、第四十九條第二項、第五十條、第五十一條第二項、第五十三條、第五十四條第二項、第五十五條、第五十六條第二項、第五十八條から第五十九條の二まで、第六十三條第一項、第六十五條第二項、第六十

- 38 -

六条第二項、第六十七条及び第六十八条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第十三条及び第十六条第一項第三号の改正規定、第十条の改正規定中「抹消をしたとき」の下に「及び第十条第二項第七号から第十一号までに掲げる事項について変更があつたとき」を加える部分並びに第十八条の改正規定中「変更があつたとき」の下に「又は第十条第二項第七号から第十一号までに掲げる事項について変更があつたとき」を加える部分は、平成十五年十一月十二日から施行する。

3 第二十八条の二の改正規定は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月一〇日改正）

第五条の見出し、同条第三項及び第三十条の二の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一日会規第八〇号）

弁護士法及び商業登記法の改正並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第一一条改正）

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

- 39 -

附 則（平成一九年二月六日改正）

1 第六十六条の二（新設）及び第六十七条の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

2 改正後の第六十六条の二の規定は、平成十九年九月一日以後に出産をした外国特別会員の会費等に適用し、同日前に出産をした外国特別会員の会費等については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年二月五日改正）

第五十九条の二の見出し、第三項及び第四項の改正規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月五日改正）

1 第十条第三項、第十一条第一項第一号、第十三条第一項及び第二項第四号（新設）並びに第十八条の改正規定は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二二年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

2 この改正規定の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載を認められている外国特別会員が、この改正規定の施行と同時に当該通称を職務上の氏名として使用するとき、第十六条第一項第三号の規定は適用しない。

- 40 -

附 則（平成二十一年一月四日改正）

第三十八条第二項の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月七日改正）

第十三条第一項にただし書を加える改正規定、第十六条第二項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月六日改正）

第六十六条の二の改正規定は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降の育児に適用する。

（平成二十六年九月一八日理事会決議で平成二十七年四月一日から施行し、同月以降の育児について適用）

附 則（平成二十五年一月六日改正）

第十六条第一項各号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月六日改正）

第三十五条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三〇日改正）

第十条第二項から第四項までの改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一月五日改正）

1 目次を付する改正規定、第一条から第四条まで、第五条（第三項新設）、第六条第二項から第四項まで、第七条から第十五条まで（第十一条第一項第一号並びに第十三条第一項中「第十条第二項第一号」を「第十条第三項第一号」に改める部分並びに同条第二項第二号、同項第三号中「第十条第二項第七号」を「第十条第三項第七号」に改める部分及び同項第四号を除く。）、第十六条第二項から第六項まで、第十七条、第十八条、第三章の章名、第十九条、第二十条（第二項及び第三項新設）、第二十一条から第二十九条まで並びに第三十条（見出しを含む。）、第二項の改正規定、第三十条の二を削る改正規定、第三十一条から第三十七条まで、第三十八条（第一項新設）、第三十九条から第四十一条まで、第三章の二（新設）、第四十三条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十四条から第五十九条の二まで、第五十九条の三（新設）、第六章の章名、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項、第六十五条並びに第六十六条の改正規定、第六十六条の二に見出しを付す

る改正規定並びに第六十六条の二から第六十八条までの改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二十七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

2 第十一条第一項第一号並びに第十三条第一項中「第十条第二項第一号」を「第十条第三項第一号」に改める部分並びに同条第二項第二号、同項第三号中「第十条第二項第七号」を「第十条第三項第七号」に改める部分及び同項第四号の改正規定は、平成二十六年十二月五日から施行し、同年七月一日から適用する。

附 則（平成二十七年一月四日改正）

第六十五条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年五月二六日改正）

1 第十条第三項第十二号（新設）、第十一条第四項（新設）、第十二条第三号及び第四号（新設）、第十三条第一項並びに第二項第五号及び第六号（新設）並びに第十三条の二（新設）の改正規定は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第十条第三項第十二号の改正規定の施行の際現に法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体に所属している外国法務弁護士は、施行日から二週間以内に、当該事業体の名称、所在する外国の国名及び所在場所を、改正後の第十三条の規定の例により本会に届け出なければならない。この場合においては、第十六条第一項第三号の登録料の納付を要しない。

3 前項前段の規定にかかわらず、第十条第三項第十二号の改正規定の施行の際現に法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体であつて、外国法務弁護士職務基本規程第十一条の二各号のいずれかに該当するものに所属している外国法務弁護士は、施行日から一年間は、改正後の第十三条第二項第六号の書面及び書類を提出することを要しない。ただし、所属する事業体を変更したときは、この限りでない。

附 則（平成三十一年三月一日改正）

第六十六条の二第三項の改正規定は、成立の日から起算して一年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行し、理事会で定める月以降に出生した子の育児に適用

するものとし、同月前に出生した子の育児については、なお従前の例による。

(平成三十一年四月一八日理事会決議で令和元年一月一日から施行し、同月以降に出生した子の育児について適用)

附 則 (平成三十一年三月一日改正)

第三十八条第二項の改正規定は、平成三十一年三月一日から施行する。

附 則 (令和元年一月六日改正)

第六十五条第二項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月五日改正)

第三十八条第三項及び第三十八条の二(新設)の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則 (令和三年三月五日改正)

第四十四条第二項及び第三項、第五十条第二項及び第三項並びに第五十五条第二項及び第三項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

- 45 -

いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 第二条、第三条、第九条、第一条、第一二条、第一三条の二、第一四條、第一五條、第二〇條、第二八條の二、第三一條、第三二條、第三三條、第三四條、第三六條、第四二條、第五三條、第五八條、第五九條の二、第六八條改正)

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三〇号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)

附 則 (令和三年一月三日改正)

第六十五条第一項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

- 46 -